

氏名(本籍)	鈴木文孝(静岡県)
学位の種類	文学博士
学位記番号	博乙第525号
学位授与年月日	平成元年7月31日
学位授与の要件	学位規則第5条第2項該当
審査研究科	哲学・思想研究科
学位論文題目	カント批判哲学の倫理学的研究
主査	筑波大学教授 文学博士 高橋 進
副査	筑波大学教授 文学博士 工藤 喜作
副査	筑波大学教授 野町 啓
副査	筑波大学教授 水野 建雄

論 文 の 要 旨

本論文は、カントの批判哲学における倫理学的構図を把握することによって、カント倫理学の本質的構造を究明し、更にその上に立って、カント倫理学を批判的に吟味することを意図したものである。著者は、批判哲学の主要諸著作に即してその倫理学的構図を把握し、カント倫理学を《格率倫理学》、《共同態の倫理学》と性格付け、更にM・シェラーの、超越論的方法及びカント倫理学に対する批判、並びにS・フロイトの精神分析論における人格理論の意義に留意しつつ、カントの哲学・倫理学を批判的に吟味している。

論文全体の構成は、第一部「批判哲学の倫理学的構図」が6章から成り、第二部「カント批判」が11章から成っている。第一部は『カント研究－批判哲学の倫理学的構図－』（凡そ320ページ）、第二部は『カント批判－場の倫理学への道－』（凡そ330ページ）と題して、それぞれ以文社から、1985年5月、1987年6月に印刷公刊されている。

第一部、第一章「ライプニッツの共同態理論」では、なぜライプニッツが单子相互間には観念的な交互作用（commercium）しか成立し得ないと考えたのかが、彼の実体概念及び弁証論的思想との関連において解明されている。更に、カントが叡智的諸実体相互間に実在的な交互作用が成立すると考えるに至った背景には、カントにおける人格の能動性の自覚の深まりがあったことを論証している。第二章「批判哲学の世界観」では、前批判期におけるカントの宇宙生成論の力学的思考法に注目するとともに、批判哲学におけるカントの世界観は機械論か目的論かという対立を超える、超越論的観念論の世界観であることを論証する。第三章「超越論的弁証論」においては、伝統的形而上学に対するカントの批判のうちに、伝統的形而上学において提示されてきた形而上学的諸理念が、実践哲学的には、積極的意義を有するものであり得る、というカントの思想を読みとることができ

るとの見解を強調し、カントにおける超越論的主体、世界及び自然、超越神の理念について、それらの実践哲学的意味を究明している。

第四章「批判的倫理学」では、カント倫理学が格率倫理学であるとともに、共同態 (Gemeinschaft) の倫理学であることが、彼の著作における具体的記述に即して指摘され、また、定言命法の5法式の成立根拠がカントの形而上学的思想をも念頭において解明され、「目的の王国」(das Reich der Zwecke)の理念が、共同態の倫理学における極めて重要な基幹理念であること等が指摘されている。そして、「自由の範疇表」について、その各綱目中の第三番目の範疇が道徳性を表すものであることを著者は明らかにし、更にカント倫理学が道徳的自己審査について言及している点に注目し、カント倫理学の背後にある宗教性を指摘している。第五章「美と有機体」においては、優美の感情の無関心性に留意してその倫理性を明らかにし、また、崇高が本質的には倫理的感情であるというカントの考え方を指摘し、更に、美的理念が人間の精神を拡充し、世界を開放的にする力動性を具えたものであることを論証する。そして、カントにおける目的論的理念と直感的悟性の概念との対応関係の把握を踏まえて、機械論と目的論とは統整的原理として両立し得るものであるとカントが考えるに至った論拠を明確にしている。第六章「法哲学及び歴史哲学」では、人格は所有権の主体であるというカントの人格概念を踏まえ、諸人格の共同態としての「目的の王国」は、法的社会秩序が整って初めて成立可能であることを究明し、また、カントの歴史観の正確な把握により、宗教哲学において、批判的倫理学における義務概念を超える「人類の人類そのものに対する義務」という倫理的義務の概念が提示されていることを強調する。

第二部の第一章「デカルトとカント」においては、カントがデカルトを蓋然的観念論者と見なすのは、デカルトが方法的懐疑によって世界の実在性を浮動させたことにカントの関心が向けられることによる、ということを指摘する。第二章「自然的世界の構造」では、カントの認識論に則る限り、認識主観の意識の境界内で自然的世界それ自体の存在機制を解明することは不可能と考えられるゆえ、カントが定式化している「経験の諸類推」(die Analogien der Erfahrung)の諸原則は、「類推」の諸原則として理解されるべきものであることを究明している。第三章「認識批判と形而上学」では、カントは認識批判を通して、人間の認識は自然的世界及び人倫的世界の研究に向けられるべきものであることを更に明確に論述すべきであった、という論旨のもとに批判的見解を提示する。

第四章「誤謬推理論における〈超越論的主体〉の理念」では、純粹統覚我としての超越論的主体は、それ自体が超越論的理念である、という心理学的理念の特異性が指摘されており、また、「人格性」(die Persönlichkeit)という術語のカントにおける使用法に即して、「人格性」は存在論的概念ではなく、人格の存在様態を表す概念であることが指摘される。第五章「『純粹理性批判』における倫理学の概念」では、同書の第一版においてカントは倫理学を人間の感性的側面をも考慮に入れる学問として考えていたことを解明し、人間科学的に考えれば、本来の倫理学は、純粹実践理性の倫理学ではなく人間の感性的側面をも十分に顧慮した倫理学であるべきだという著者の見解を述べる。第六章「カント倫理学の基本的構図」では、道徳法則・定言命法が人格相互間の倫理的共同態を成立可能ならしめる規範法則であることを明快に論述し、第七章は関連して、「善意志」が「自律的意志」

なるを解明する過程で、カントの定言命法論が完成したことを論証する。第八章「自由意志論」は、意志の自由の概念と格率倫理学とが表裏を成すことを論じ、第九章「学問論及び大学論」では、カントの真理観の積極の意味を解明し、更に、K・ヤスパースに依拠してカントの大学論の本質的意味を論ずる。第十章「シェーラーにおける超越論的方法の超克」及び第十一章「精神分析的考察」では、シェーラーやS・フロイトがカントの哲学・倫理学をどのように受け止めたか、また彼らの学説がカント倫理学を補完する上でいかなる意義を有するかを論じ、最終的に著者自身の場の倫理学への道を試論する。

審 査 の 要 旨

カント哲学の研究は、周知のごとく国内外に亙り、歴史的にも無数といってよい程その業績が積上げられて来ており、その中で個性的・独自の研究成果を世に問うことは至難の業である。然るところ著者は、H・ハイムゼート、H・J・ペートン、L・W・ベック等々の、本研究に関する従来の主要な研究成果を着実に踏まえ、批判哲学の主要著作及び関連する諸著作を、倫理学の立場から長年に亙って内在的且つ精密に研究し、カント批判哲学の倫理的構図を把握し、カント倫理学を格率倫理学・共同態の倫理学と性格付けるとともに、従来見られなかった多くの新しい知見を提示し、更にカントの哲学・倫理学を批判的に検討し、著者独自の方向を理念的に試論している。例えば、カントがライプニッツという「恩寵の王国」の理念を念頭に置いて、「道徳的世界」「目的の王国」「世界福祉」という共同善の理念を提示していることの強調、カント批判哲学の世界観は機械論的か目的論的かの問題に言及し、それが超越論的理念及びそれを産み出す純粋理性の能力に即する固有の超越論的観念論であることの究明、『純粋理性批判』の「超越論的弁証論」の徹底した倫理的考察及び他の倫理的諸著作の検討を通してカントの倫理的共同態の理念を闡明したこと、ペートンの所説以上に「定言命法」には五つの法式があると考えざるべきを明確にしたこと、ベックの所説を踏まえながら「自由の範疇表」の格網目の第三番目の範疇が道徳性を表す範疇なるを明らかにしたこと、『判断力批判』の「美的判断力批判」「目的論的判断力批判」における「美的理念」の倫理性、目的の王国の理念の範型の解明、法哲学における共同態の倫理学の法哲学的な基礎原理の解明、等々は特に注目すべき成果と認められる。

然しながら他面において、著者の強調するカント倫理学の「共同態の倫理学」としての性格づけに関しては、倫理的共同態が諸人格相互間の汎通的な倫理的交互作用によって成立するとの、基本的なカント解釈から直ちに結論づけるには、それが理念的なものとしては肯首できるにしても、なお具体的な倫理学的内容に乏しいと言わざるを得ないこと、カント倫理学の批判として法則倫理学から「場の倫理学」への道を提示しているが、論理的必然性が必ずしも明確でないこと、従ってフロイトの精神分析的所説を示す必然性も不明確であり、カント倫理学を内在的に捉える立場を超えてしまう危惧のあること、デカルト、ライプニッツとカントの所説との関係などは纏めて論ずべきこと、特に第二部は論文集的で体系的論述に欠けること、等々は著者の今後の留意と研究に俟つと

ころである。

以上、本論文は多少の不備もあるが、全体としてみれば著者の長年に亙る広範にして緻密なコンテンツ研究の成果は、関係学界に貢献するところ大であると認められる。

よって著者は文学博士の学位を受けるのに十分な資格を有するものと認める。